

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第819号
平成19年5月11日
宮城県警察本部長

「宮城県警察職員名刺作成要領」の一部改正について（通達）

県警察職員（以下「職員」という。）の公用名刺（以下「職員名刺」という。）の様式等については、「宮城県警察職員名刺作成要領」の全面改正について（通達）」（平成7年2月23日付け宮本務第212号）に基づき運用してきたところであるが、警察業務をより円滑かつ効果的に推進するため、これを別添のとおり改正し、平成19年5月11日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

警察業務の円滑化及び効率化に資するため、職員名刺に記載する職名等を整理するものである。

2 改正の要点

一般職員の身分及び職制に関する各種改正に伴う職名等の整理

(1) 吏員制度の廃止

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行により、普通地方公共団体の吏員とその他の職員の区分を廃止するとともに、事務吏員及び技術吏員の区分を廃止することとされたほか、警察法（昭和29年法律第162号）の一部が改正され、都道府県警察に警察官その他所要の職員を置くこととされたことにより、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）及び宮城県警察組織規程（昭和38年宮城県警察本部訓令第2号）の一部が改正され、従来の事務吏員、技術吏員等に替えて「事務職員」、「技術職員」等の呼称が用いられることとなったことから、職員名刺に表示する職名について整理した。

(2) 一般職員の職制整理

上記改正のほか、一般職員の職制を整理するため、「主幹」、「技術主幹」、「主査」及び「技術主査」の職が廃止されるとともに、研究職員の職名が改正されたことに伴い、職員名刺に表示する職名について整理した。

3 運用上の留意事項

(1) 規格について

ア 職員名刺の規格は、通常用いられている一般規格のものとし、紙質等も含めて職員名刺としての品位等を損なわないものとする。

イ 職員は、国際交流等の業務を遂行するために必要があると認めるときは、所属長の承認を得た上で、裏面を外国語による表示とした両面仕様の職員名刺を作成できる。この場合、裏面は、表示する外国語の字体に合わせた仕様とすること。

(2) 様式について

ア 交番、駐在所等所属の所在地と異なった場所に勤務する者の職員名刺には、当該勤務場所の所在地、郵便番号及び電話番号を表示すること。

イ 官職の表示区分は次のとおりとする。

(ア) 警察官

警視監、警視長、警視正、宮城県警視、宮城県警部、宮城県警部補、宮城県巡査部長、巡査長宮城県巡査、宮城県巡査

(イ) 警察官以外の職員

宮城県警察事務職員、宮城県警察少年警察補導員、宮城県警察技術職員、宮城県警察研究職員、宮城県警察業務職員

ウ 氏名に振り仮名を付ける場合は、平仮名で表示すること。

エ 所属の名称及び職名の表示方法は、様式例に示すとおりとし、改行して表示すべき名称が一行で表示できない場合は、係名以降を更に改行して表示すること。

(ア) 警察本部の所属は、部名以降を改行して表示すること。ただし、機動警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び宮城県警察学校にあつては、係（分駐隊、科）名以降を改行して表示すること。

(イ) 警察署にあつては、課（交番、駐在所、警備派出所）名以降を改行して表示すること。

オ 宮城県警察組織規則及び宮城県警察組織規程に規定される職以外の職とは、通達等により設けられている職をいう。

カ 電話番号の表示は、県民の利便性を考慮し、可能な限り、内線番号も併記するように努めること。また、ファクス番号を表示するときは、一般加入電話番号と区別できるような表示をすること。

キ 所属長は、職務の性質上、職名又は所属の所在地、郵便番号及び電話番号を表示することが適当でないとき、これを省略させることができる。

(3) 配字及び活字について

職員名刺の配字は、様式例に示すとおりであるが、活字の大きさも一般的な規格のものとし、職員名刺としての品位等を損なわないものとする。

なお、外国語による職員名刺については、それぞれの字体で表示すること。

(4) 規格、様式の特例について

ア 職員は、捜査広報、防犯運動等の業務を遂行するために必要があると認めるときは、所属長の承認を得た上で、別の規格、様式等による職員名刺を作成することができる。

イ 臨時職員、非常勤職員等の名刺を作成するときは、この要領に定める規格、様式等に準じて作成すること。

4 経過措置

この通達施行の際、従前の通達に基づき作成された職員名刺で現に使用しているものについては、新たに作成するまでの間は使用して差し支えないものとする。

宮城県警察職員名刺作成要領

1 目的

この要領は、宮城県警察職員の公用名刺（以下「職員名刺」という。）の規格、様式等について基本的な事項を定め、もって職員名刺の品位と斉一生を保持することを目的とする。

2 規格

職員名刺の規格は、縦 9 センチメートル、横 5 . 5 センチメートルの白色洋紙とし原則として片面縦書きとする。ただし、国際交流等の業務に必要であると認めるときは所属長の承認を得て、裏面を外国語による表示とした両面仕様の職員名刺を作成できるものとする。

3 様式

- (1) 職員名刺には、様式例に示す区分に従い、中央部分に官職及び氏名を、右肩部分に所属の名称及び職名を左下部分に所属の所在地、郵便番号及び電話番号をそれぞれ表示するものとする。また、必要により、ファックス番号を併記することができるものとする。
- (2) 官職は、警視正以上の階級にある警察官にあっては、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 62 条に規定される階級を、警視以下の階級にある警察官及び警察官以外の職員にあっては、宮城県警察組織規則（昭和 37 年宮城県公安委員会規則第 2 号。以下「組織規則」という。）に規定する職員の呼称を表示するものとする。ただし、この要領で定める官職には、宮城県警察の巡査長に関する訓令（昭和 42 年宮城県警察本部訓令第 5 号）に規定する巡査長及び組織規則に規定する事務員、技能員等の主任の職を含むものとする。
- (3) 読みが困難な氏名には、振り仮名を付けることができるものとする。
- (4) 所属の名称及び職名は、組織規則、宮城県警察組織規程（昭和 38 年宮城県警察本部訓令第 2 号。以下「組織規程」という。）、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年宮城県条例第 32 号）に基づいて表示するほか、交番、駐在所等の名称は、警察署の下部機構に関する規則（昭和 29 年宮城県公安委員会規則第 4 号）に基づき表示するものとする。ただし、職名は、主任以上の職にある者が表示するものとし、その他の職にある者は勤務を命ぜられた係名、交番名等を表示するものとする。
- (5) 兼務する職名又は課に置かれた組織の名称及び職名を表示するときは、改行して表示するものとする。また、組織規則及び組織規程に規定される職以外の職又は併任される職については、兼務する職に準じて、その職名を表示することができるものとする。
- (6) 電話番号は、代表電話番号を市外局番から表示するものとし、併せて内線電話番号も表示することができるものとする。

4 配字及び活字

職員名刺の配字は、様式例に示すとおりとし、活字の書体は楷書体とする。

5 規格、様式等の特例

- (1) 職員は、対外的な業務その他特別な任務を遂行するため、この要領に定める規格、様式等によらない職員名刺を使用する必要があると認めるときは、所属長の承認を得た上で、別の規格、様式等による職員名刺を作成できるものとするほか、交通安全、防犯運動その他ＣＲ活動に活用するため作成したシール、標語等を職員名刺にちょう付し、又は表示できるものとする。
- (2) 臨時職員、非常勤職員等の名刺の規格、様式等は、この要領に準ずるものとする。

様式例

職員名刺の作成要領

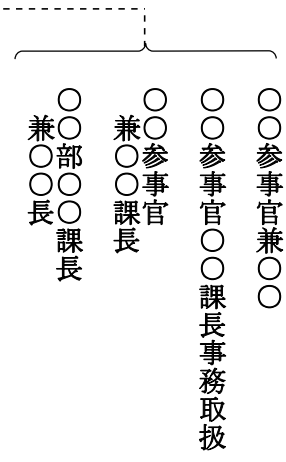
1 警察本部

(1) 警察本部長

(警視監) 警視長	宮城県警察本部長
氏名	
〒	
所在地 電話番号	

(2) 部(局)長及び課長

(警視正) 警視長 (宮城県警視)	宮城県警察本部 〇〇部(〇〇局)長 兼〇〇長
氏名	
〒	
所在地 電話番号	

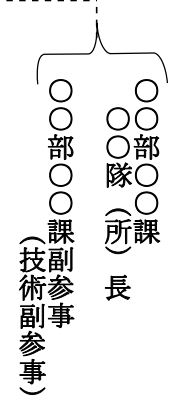


(3) 警察学校長及び隊長

(警視正) 警視長 (宮城県警視)	宮城県警察学校長 (宮城県警察〇〇隊長)
氏名	
〒	
所在地 電話番号	

(4) 総務企画官、管理官等

(宮城県警職員)	宮城県警視 宮城県警察 兼〇〇
氏名	
〒	
所在地 電話番号 内線	



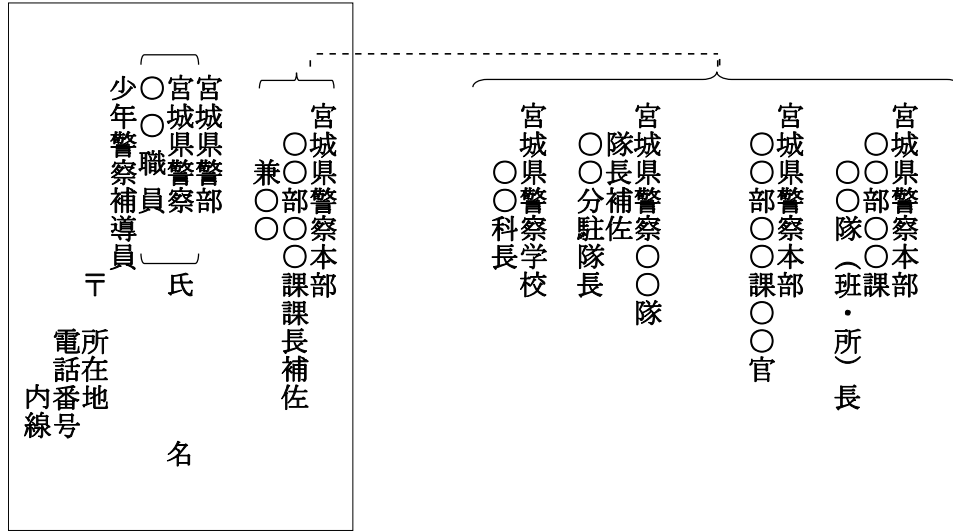
(5) 副校長及び副隊長

(宮城県警部)	宮城県警視 (宮城県警察〇〇副隊長)
氏名	
〒	
所在地 電話番号 内線	

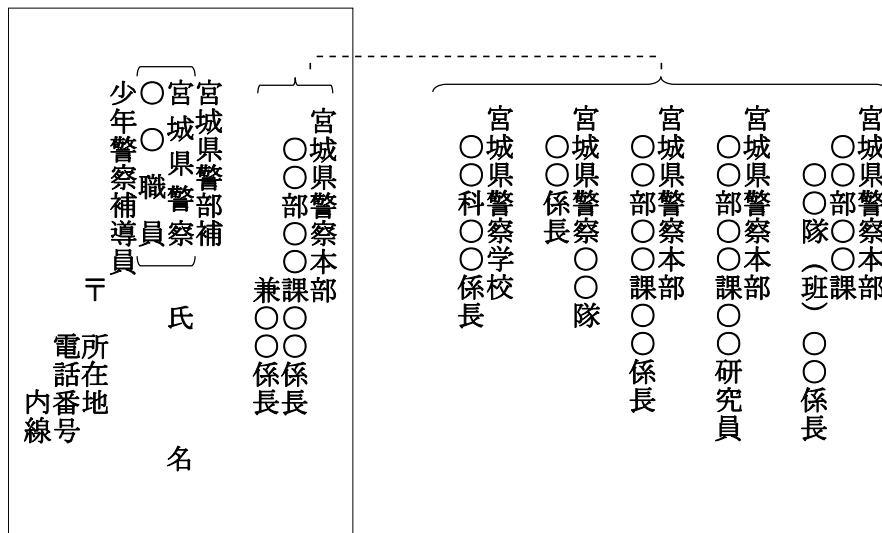
(6) 次長

(宮城県警職員)	宮城県警察部 兼〇〇
氏名	
〒	
所在地 電話番号 内線	

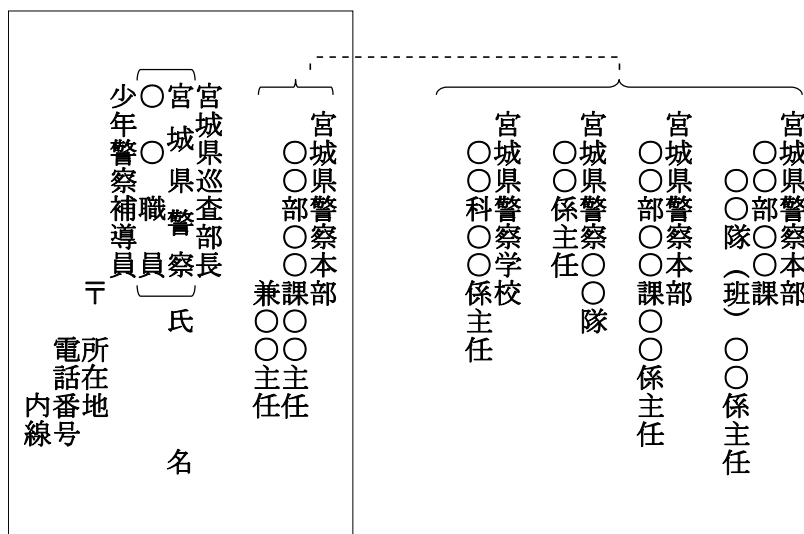
(7) 課長補佐等



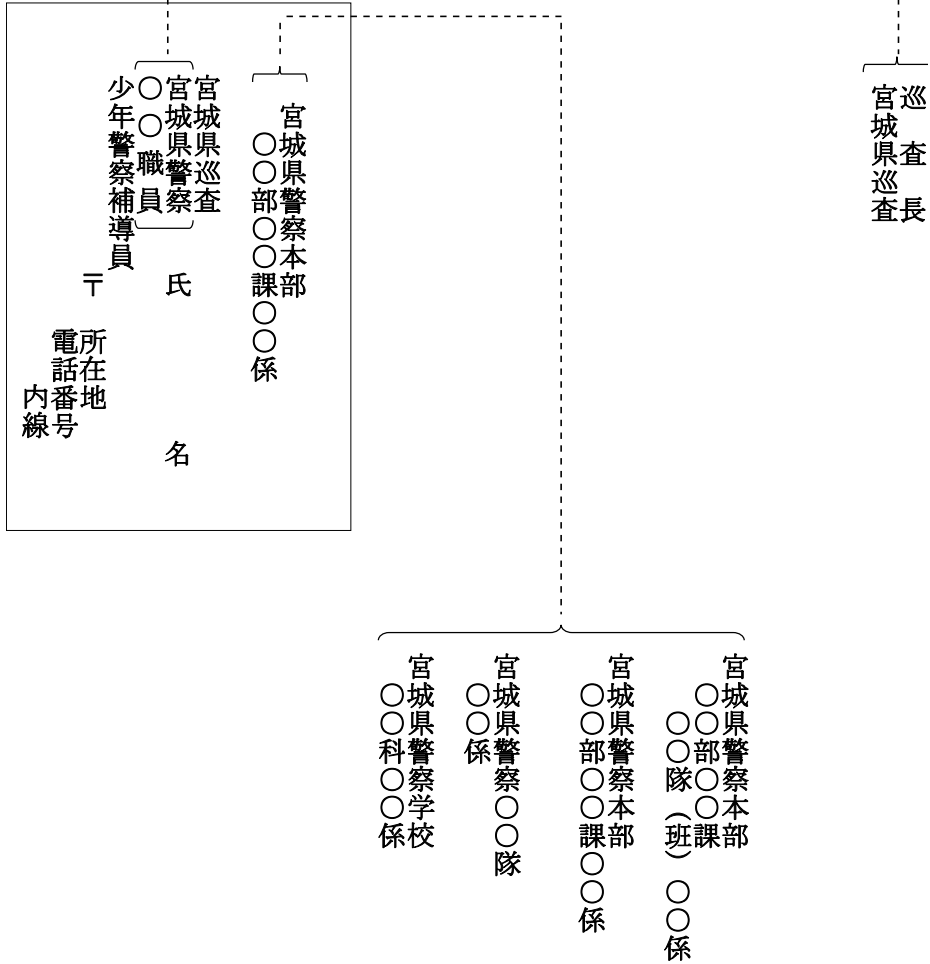
(8) 係長等



(9) 主任

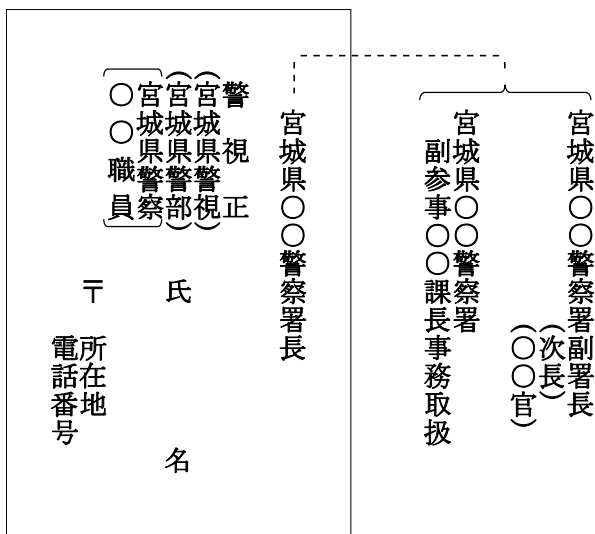


(10) 係



2 警察署

(1) 署長・副署長等



(2) 課長及び係長

宮城県警察署 〇〇課長	宮城県警察署 〇〇課長代理
宮城県警部補 宮城県警察 職員	宮城県警察署 〇〇課 〇〇係長
少年警察補導員 職員	
氏	
名	
所在地 電話番号 内線	

(3) 主任及び係

宮城県警察本部 〇〇部 〇〇課 〇〇係 (主任)	宮城県警察署 〇〇課 〇〇係 (主任)
宮城県巡査部長 宮城県警巡査 職員	宮城県警察署 〇〇課 〇〇係 (主任)
少年警察補導員 職員	
氏	
名	
所在地 電話番号 内線	

宮城県巡査
宮城県巡査
長

(4) 交番、駐在所等勤務員（所長等）

〒 所在地 電話番号	宮城 県 警 察 署 補 氏 名	宮城 県 警 察 署 〇〇 交 番 所 長	宮城 県 〇〇 警 察 署 〇〇 派 出 所 所 長 〇〇 駐 在 所 所 長 〇〇 駐 在 所 副 所 長	宮城 県 〇〇 警 察 署 〇〇 交 番 副 所 長 〇〇 交 番 班 長

(5) 交番、駐在所等勤務員（係）

〒 所在地 電話番号	巡 査 長 氏 名	宮城 県 巡 査 長 〇〇 交 番	宮城 県 〇〇 警 察 署	宮城 県 〇〇 警 察 署 〇〇 派 駐 在 所